

# 施設使用料金表

2023.4.1～

## 総合体育館体育館使用料

### 1. 団体使用料

(円)

使用時間 使用区分		9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	全 日
大体育室	全 面	6,000	6,000	6,000	6,000	10,000	10,000	40,000
	半 面	3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	5,000	20,000
小 体 育 室		3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	5,000	20,000
会 議 室 ( )は冷房料金		500 (500)	500 (500)	500 (500)	500 (500)	1,000 (500)	1,000 (500)	3,000 (2,500)

\*使用者の住所が本市外であるときは、使用料は2倍とする。ただし、本市内に在学又は在勤しているものについては、この限りではない。

### 2. 個人使用料 (トレーニング室使用)

使用時間 使用区分	9時～13時	13時～17時	17時～21時
一般(高校生以上)	市内在住・在勤・在学者は1回300円、市外は1回600円		
小・中学生	市内在住・在勤・在学者は1回150円、市外は1回300円		

## 中央運動広場・桑畑総合グラウンド使用料

施 設 名	区 分	使 用 料
中央・桑畑 多目的グラウンド	運動競技に 使用する場合	1時間(半面) ソフトボール・少年野球等 500円 (全面) 野球・サッカー等 1,000円
	運動競技以外に 使用する場合	1時間につき 2,000円
桑畑総合グラウンド 照 明 料	全 点 灯	1時間につき 5,000円 (野球・サッカー等)
	2 分 の 1 点 灯	1時間につき 2,500円 (ソフトボール・少年野球等)

## 市立テニスコート・桑畑総合グラウンドテニスコート使用料

施 設 名	区 分	使 用 料
市 立・桑 畑 テニスコート	一 般 ・ 1 面	1時間につき 500円
	小・中学生 ・ 1 面	1時間につき 200円
桑畑テニスコート 照 明 料	1 面	1時間につき 500円

障がい者(個人使用)の使用料減免について

※ 団体使用については、施設管理者にお問合せください。

阪南市内の社会体育施設を使用する際に、身体障害者手帳、療育手帳、又は、精神障害者  
者保険福祉手帳を提示することで、使用料が全額免除されます。  
障害者手帳等をお持ちの上、各窓口でお手続きください。

減免対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、または、精神障害者保険福祉手帳をお持ちの方(※)
- ・児童福祉施設(保育所・児童厚生施設を除く)、身体障害者厚生援護施設、知的障害者援護  
施設の児童及び入所者

いずれの場合も本市在住・在勤・在学の方を対象とします。但し、引率者及び介護人を除きま  
す。

(※)身体障害者福祉法、療育手帳交付要綱、又は、精神保健及び精神障害者福祉に関する  
法律に基づいて交付された手帳となります。

利用可能施設

総合体育館の個人使用にかぎります。